

積算基準〔6機械・電気通信設備〕（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行		改 定 （平成29年4月30日以降適用）																																																
<p>第Ⅹ編 機械設備</p> <p>第1章 一般共通</p> <p>⑤請負工事費の積算</p> <p>2 据付工事原価</p> <p>2-2 間接工事費</p> <p>Ⅹ-1-15</p>	<p>2-2 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>(イ) 共通仮設費の積算は、(共通仮設費対象額) × (共通仮設費率) + (積上げによる費用) とする。</p> <p>(ロ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。</p> <p>(ハ) 直接工事費とは、据付工事原価中の「輸送費」「材料費」「労務費」「塗装費」「直接経費」「仮設費」の合計額とする。</p> <p>(ニ) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。</p> <p>(ホ) 共通仮設費率は、表-1・6によるものとする。</p> <p>(ヘ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。</p> <p>なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>(ト) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>a 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は、表-1・6の共通仮設費率に、次表の補正値を加算するものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 150px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>街 地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>山</td> <td>間 僻 地 及 び 離 島</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 方 部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市 街 地： <p>施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> ・山間僻地及び離島： <p>施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。</p> ・地 方 部： <p>施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>2 施工場所の区分は以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ② 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ 施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合 <p>b 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い</p> <p>工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	市	街 地	2.0	山	間 僻 地 及 び 離 島	1.0	地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	<p>一部改定</p>	<p>2-2 間接工事費</p> <p>(1) 共通仮設費</p> <p>(イ) 共通仮設費の積算は、(共通仮設費対象額) × (共通仮設費率) + (積上げによる費用) とする。</p> <p>(ロ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。</p> <p>(ハ) 直接工事費とは、据付工事原価中の「輸送費」「材料費」「労務費」「塗装費」「直接経費」「仮設費」の合計額とする。</p> <p>(ニ) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。</p> <p>(ホ) 共通仮設費率は、表-1・6によるものとする。</p> <p>(ヘ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。</p> <p>なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>(ト) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-1・6の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率Krの端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 200px;"> <thead> <tr> <th colspan="4">地域補正の適用</th> </tr> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(片側)の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>市街地が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(注1)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市 街 地： <p>施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。</p> <p>なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い</p> <p>適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>c その他</p> <p>設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	地域補正の適用				適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象			一般交通影響有り(1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(片側)の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1	一般交通影響有り(2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2	市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3	山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4
施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																																																	
市	街 地	2.0																																																	
山	間 僻 地 及 び 離 島	1.0																																																	
地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																																																	
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																	
地域補正の適用																																																			
適用条件			補正係数	適用優先																																															
施工地域区分	工種区分	対象																																																	
一般交通影響有り(1)	全ての工種(注1)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(片側)の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	1																																															
一般交通影響有り(2)	全ての工種(注1)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	2																																															
市街地(DID補正)	全ての工種(注1)	市街地が施工箇所に含まれる場合。	1.2	3																																															
山間僻地及び離島	全ての工種(注1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4																																															

積算基準〔6機械・電気通信設備〕（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁	現 行	改 定 （平成29年4月30日以降適用）																																										
<p align="center">第Ⅱ編 機械設備</p> <p align="center">第1章 一般共通</p> <p>⑤請負工事 費の積算</p> <p>2 据付工事 原価</p> <p align="center">2-2 間接工事費</p> <p align="center">IX-1-19</p>	<p>(2) 現場管理費</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場管理費の積算は、(現場管理費対象額) × (現場管理費率) とする。 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。 純工事費とは、「直接工事費」「共通仮設費」の合計額とする。 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。 現場管理費率は、表-1・7のとおりとする。 複数工種を一括発注する場合の現場管理費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。 <p>なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>7) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正及び計算</p> <p>a 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、表-1・7の現場管理費率に次表の補正値を加算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="309 555 674 719"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>街 地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>山</td> <td>間 僻 地 及 び 離 島</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地 方 部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 施工地域の区分は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市 街 地： 施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。 DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km² 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。 ・山間僻地及び離島： 施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区及びこれに準ずる地区をいう。 ・地 方 部： 施工地域が上記以外の地区をいう。 <p>2 施工場所の区分は以下のとおりとする。</p> <p>一般交通等の影響を受ける場合：</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ② 施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ 施工場所において、50m以内に入家等が連なっている場合 <p>b 施工後地区が 2 つ以上となる場合の取扱い 工事場所において地域区分が 2 つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	市	街 地	1.5	山	間 僻 地 及 び 離 島	0.5	地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	<p>(2) 現場管理費</p> <ol style="list-style-type: none"> 現場管理費の積算は、(現場管理費対象額) × (現場管理費率) とする。 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。 純工事費とは、「直接工事費」「共通仮設費」の合計額とする。 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象とする。 現場管理費率は、表-1・7のとおりとする。 複数工種を一括発注する場合の現場管理費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。 <p>なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大きい方の工種区分をいう。</p> <p>7) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算</p> <p>a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-1・7の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率 J の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。</p> <table border="1" data-bbox="1294 614 1939 863"> <thead> <tr> <th colspan="3">地域補正の適用</th> <th rowspan="2">補正係数</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>適用条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種 (注 1)</td> <td>2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ交通量が 5,000 台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種 (注 1)</td> <td>一般交通影響有り (1) 以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正)</td> <td>全ての工種 (注 1)</td> <td>市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種 (注 1)</td> <td>人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.0</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>2. 施工地域区分は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市 街 地： 施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km² 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。 <p>b 適用条件の複数に該当する場合の取扱い 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>c その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値が増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	地域補正の適用			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	適用条件	一般交通影響有り (1)	全ての工種 (注 1)	2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ交通量が 5,000 台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1	一般交通影響有り (2)	全ての工種 (注 1)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2	市街地 (DID 補正)	全ての工種 (注 1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3	山間僻地及び離島	全ての工種 (注 1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4
施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																																										
市	街 地	1.5																																										
山	間 僻 地 及 び 離 島	0.5																																										
地 方 部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																										
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																										
地域補正の適用			補正係数	適用優先																																								
施工地域区分	工種区分	適用条件																																										
一般交通影響有り (1)	全ての工種 (注 1)	2 車線以上 (片側 1 車線以上) かつ交通量が 5,000 台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	1																																								
一般交通影響有り (2)	全ての工種 (注 1)	一般交通影響有り (1) 以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	2																																								
市街地 (DID 補正)	全ての工種 (注 1)	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	3																																								
山間僻地及び離島	全ての工種 (注 1)	人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4																																								

一部改定

積算基準〔6機械・電気通信設備〕（平成28年10月30日以降適用） 改定対照表

頁

現 行

改 定 （平成29年4月30日以降適用）

第Ⅸ編
機械設備

第1章
一般共通

⑤請負工事
費の積算

2 据付工事
原価

2-2
間接工事費

IX-1-30

表-1・11 前払金支出割合補正係数

前払金支出割合区分	0%から 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

一部改定

(注) なお、各機関で別途定めているところは各機関の定めによる。

表-1・12 機器単体費補正係数

$R = 1 - \frac{K}{1.25}$ <p>ただし、R：機器単体費補正係数（小数） K：工事原価に占める機器単体費の比率（小数）</p>
--

(注) R及びKは、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。

表-1・11 前払金支出割合補正係数

前払金支出割合区分	0%を超え 5%以下	5%を超え 15%以下	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え 40%以下
補正係数	1.05	1.04	1.03	1.01	1.00

(注) なお、各機関で別途定めているところは各機関の定めによる。

表-1・12 機器単体費補正係数

$R = 1 - \frac{K}{1.25}$ <p>ただし、R：機器単体費補正係数（小数） K：工事原価に占める機器単体費の比率（小数）</p>
--

(注) R及びKは、小数点以下第3位を四捨五入して第2位止めとする。